（空中線電力の許容偏差）

第十四条　空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備	許容偏差 上限（パーセント）	許容偏差 下限（パーセント）
［略］		
六　次に掲げる送信設備 ㈠～㈢　略 ㈣　第四十九条の四の二の三においてその無線設備の条件が定められている無線局の送信設備 ㈤　第五十八条の二の十三においてその無線設備の条件が定められている無線局の送信設備	［略］	［略］
［略］		
十　第四十九条の六に定める携帯無線通信の中継を行う無線局（基地局又は高高度基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合、その中継を行う陸上移動局又は陸上移動中継局をいう。以下同じ。）の送信設備		
［略］		
陸上移動局又は陸上移動中継局の送信設備（七一五MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合を除く。）であつて、基地局又は高高度基地局と通信を行うもの	［略］	［略］
［略］		
十四　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備		
［略］		
第四十九条の六の九において無線設備の条件が定められている基地局及び高高度基地局の送信設備	［略］	［略］
［略］		
十六　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う無線局の送信設備及びローカル５Ｇの無線局の送信設備		
［略］		
第四十九条の六の十三において無線設備の条件が定められている基地局及び高高度基地局の送信設備	［略］	［略］
［略］		

（空中線電力の許容偏差）

第十四条　［同上］

送信設備	許容偏差 上限（パーセント）	許容偏差 下限（パーセント）
［同上］		
六　次に掲げる送信設備 ㈠～㈢　同上 ㈣　第四十九条の四の二の三においてその無線設備の条件が定められている無線局の送信設備	［同上］	［同上］
［同上］		
十　第四十九条の六に定める携帯無線通信の中継を行う無線局（基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合、その中継を行う陸上移動局又は陸上移動中継局をいう。以下同じ。）の送信設備		
［同上］		
陸上移動局又は陸上移動中継局の送信設備（七一五MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合を除く。）であつて、基地局と通信を行うもの	［同上］	［同上］
［同上］		
十四　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備		
［同上］		
第四十九条の六の九において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備	［同上］	［同上］
［同上］		
十六　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う無線局の送信設備及びローカル５Ｇの無線局の送信設備		
［同上］		
第四十九条の六の十三において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備	［同上］	［同上］
［同上］		